

平成〇〇年（東）第〇号

申立人 X1 ほかに1名

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

## 和解案提示理由書

### 1. 和解案

本パネルは、被申立人に対し、被申立人が申立人らに対し、避難費用及び精神的損害等（対象期間：平成24年5月～平成28年4月）の賠償として合計6,489,419円を支払う旨の別紙和解案（以下「本和解案」という。）を平成30年3月7日付で提示しているが、被申立人は、416,197円の限度（平成24年6月～平成27年7月）で受諾するとし、残部についての和解を拒否している。そこで、改めてその理由を示す。

### 2. 事案の概要

本件は、南相馬市原町区に住んでいた申立人X1（本件事故時年齢74歳。本件申立後、和解案提示時まで死亡し、妻である申立人X2が相続している。以下「申立人X1」という。）及び申立人X2（以下「申立人X2」といい、申立人X1と併せて「申立人ら」という。）が、本件事故により、避難の継続を余儀なくされたとして、被申立人に対し、避難費用や精神的損害等の賠償を請求した事案である。

なお、当センターにおける、申立人らの他の申立てとして、平成〇〇年（東）第〇号及び平成〇〇年（東）第〇号がある。

### 3. 申立人らの避難経過及び避難継続の合理性

申立人らは、本件事故の発生後、〇市、〇町、〇市、〇市と避難をし、平成23年〇月〇日以降は東京都内において避難生活を続けていたところ、申立人X1は、平成28年4月〇日に死亡し、申立人X2は、現在も同所において居住し、南相馬市原町区に帰還していない。

本パネルは、少なくとも、申立人X1が死亡した平成28年4月〇日までは、申立人らが避難を継続する合理性があったとして、平成28年4月までの避難費用及び精神的損害等の賠償を認める和解案を提示したが、被申立人は、平成26年4月以降は、申立人らが避難の継続を余儀なくされている状況にないとして、平成26年4月以降の避難費用及び精神的損害等の賠償を拒否している。

しかしながら、以下のとおり、申立人X1の病状の経過及び南相馬市の医療

環境等から、平成26年4月以降も、申立人らは、本件事故による避難の継続を余儀なくされていたと評価するべきである。

#### (1) 申立人X1の病状の経過

申立人らの主張及び証拠から概ね以下のような事実が認められることから、申立人X1は平成25年の年末頃から心臓の持病が悪化し、遅くともその時点で帰還することは困難となり、その後、〇癌を併発して死亡するまで帰還が困難な状況は継続したというべきである。

申立人X1は、平成8年ころに、狭心症の診断を受け、通院と服薬を続けていたところ、平成20年に不整脈を感じ、カテーテルアブレーション治療を受けたが、合併症が発生し、約1年間入院した。

そして、退院後も、不整脈が続き、背中が苦しい、血圧計に脈が出ず測定ができないなどの症状が残った。さらに、不整脈によって血栓が生じやすく、血栓が脳に流れてしまえば脳梗塞を起こす危険性もあるといわれ、また、「あなたの疾患を全て理解した上でないと全身状態へ対処できない」ともいわれていたため、申立人X1は、心臓の持病に不安を感じていた。もっとも、平成23年に入ってから、心臓の状態も落ち着き、不整脈の発作も起こることがほとんどなくなっていた。

しかし、本件事故が発生し、避難先の〇で不整脈の発作が発生した。申立人X1によれば、長時間の移動と階段の上り下りが心臓に負担をかけたのではないかとのことである。

平成23年3月から9月まで通院した〇県〇市の〇内科は、申立人X1について、「狭心症、〇、〇」と診断し、同院の診断書等（甲〇、乙〇）によれば、通院期間については「治療経過良好」とのことであった。

その後、転医したE病院も、同様に、「狭心症、〇、〇」と診断し、平成24年〇月〇日付の診断書（甲〇の〇）には、「内服治療により病状は安定している。」との記載があったが、併せて、「但し、安定しているのは上記に関してであり、避難生活によって被った精神的・肉体的負担により、体調を崩しがちであり、上記に関しても今後影響を及ぼす可能性がある。」との記載もある。

申立人X1は、その後、平成28年4月〇日に死亡するまで狭心症等の心臓の疾病について、E病院に通院したが、平成26年ころの診断書はなく、また、被申立人が実施した医療照会について同病院からの回答を得られていない。

しかし、申立人X1は、平成25年11月ころより心不全のBNPの検査を実施するようになり、その数値は徐々に悪化していることが認められる（甲第〇、甲〇の〇から〇の〇）。

また、申立人らの主張及び証拠（甲○：申立人X2の陳述書、甲○：申立人X1の日記）によれば、申立人X1は、平成25年の年末頃からたびたび頭痛や腹痛、のどの痛み等、風邪のような症状やふらつきを訴えるようになり、平成26年3月には、ひどいめまいを起こして転倒し、その弾みで割れたガラスで腕を切ってしまうということもあった。

さらに、平成26年は、日記に残っているだけで、1週間に1回以上（具体的には、1月：7回、2月：7回、3月：5回、4月：6回、5月：8回、6月：4回、7月：4回、8月：3回、9月：5回、10月：11回、11月：6回、12月5回の合計71回）のペースで不整脈を記録し、同年10月頃には「フラフラして歩けない」とまで言うようになったり、○のあたりの不調を頻繁に訴えるようにもなったりした。また、平成26年11月には、○も記録している（その後の検査については、後述する。）。

そして、平成27年7月22日付のE病院の診断書（甲○の○）によれば、「○、○、心室性期外収縮」について、「上記安定していたが、避難生活による肉体的負担でコントロールいずれも悪化している。」との診断がなされた。

また、申立人X1は、狭心症等の心臓の疾病とは別に、平成27年6月に○癌が発見され、同年7月3日に○を摘出する手術を受けた（甲○の○：手術説明同意書）。癌の進行度はⅢA、5年以内の再発率は約50%という状態であったため、少なくとも1年間は抗がん剤の服薬治療を受けることを勧められ（甲○の○：症状説明用紙）、同年8月から抗がん剤の治療を受けることになった。抗がん剤には副作用として心筋梗塞を発症するおそれがあるため、申立人X1のように心臓の重い持病を有する場合は特に、心臓の状態も確認しながら慎重に治療を進めなければならないと言われ、平成28年4月4日付のE病院の医療照会の回答書（乙○）においては、帰宅や転医は「不可能：現在抗癌剤治療中ゆえ」との回答を受けている。

その後、平成28年4月○日に、申立人X1は死亡した。

以上のような、申立人X1の病状の経過からすれば、申立人X1は平成25年の年末頃から心臓の持病が悪化し、遅くともその時点で帰還することは困難となり、その後、○癌も併発して死亡するまで帰還が困難な状況は継続したというべきである。

## （2）南相馬市の医療環境

被申立人は、証拠（乙○：南相馬市医療機関MAP）によれば、平成24年5月1日時点で循環器科のある医療機関として、南相馬市原町区に南相馬

市立総合病院（循環器科、心臓血管外科）、小野田病院、大町病院、渡辺病院、しんどうクリニック、おのだ内科クリニック、ふりど循環器科、上町内科皮膚科クリニック原町仮診療所の8箇所、南相馬市鹿島区には菅原病院、田村内科医院の2箇所あることが確認でき、申立人X1が平成26年4月時点で南相馬市に帰還したとしても、上記のような循環器科をもつ医療機関が外来診療を行っており、これらの医療機関に通院して治療を受けることは十分可能であったと主張する。

しかし、本件事故前は8つあった南相馬市内の病院のうち、南相馬市立小高病院（ただし、本件事故前の診療科は、内科、小児科、外科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科であった。）は、本件事故後閉鎖され、平成26年4月に再開したものの外来診療に限られ、入院診療は受け付けていないこと<sup>1</sup>、渡辺病院が、平成26年3月に相馬郡新地町に移転し、原町区の診療所は「渡辺クリニック」として外来診療のみ受け付けるようになったこと<sup>2</sup>、原町区の5病院の看護師数が、本件事故前の455名から、平成25年4月現在で315名（69%）に減っていること、このため、許可病床数1046床の中、実際に運用可能な病床数が443床（42%）であること（乙〇：病院だより）、また、その後も医療従事者の不足及びこれに伴う入院診療の制限が続いていること<sup>3</sup>、隣接する双葉地区において救急機能の強化を目的として県立大野病院と双葉厚生病院が平成23年4月に統合する予定であったが、本件事故により延期していることなどからすると、南相馬市の医療環境（特に緊急医療や入院診療）が本件事故前の（ないしその当時予定されていた）状況と同程度に回復したとはいえない。

また、本パネルは、被申立人に対し、第2回口頭審理期日において、避難継続の合理性を認めないというのであれば、南相馬市の緊急医療体制が整備されていたことを主張立証するよう指示したが、その後、提出された被申立人主張書面6においては、医療機関の診療状況についての主張があるのみで、「緊急」時の対応が可能か否かについては、一切主張されていない。

そして、南相馬市の医療環境が十分回復したとはいえないという点については、申立人らが帰還も視野に入れ、平成26年12月に南相馬市内の〇において〇検査を受けた際、検査を担当した医師から、「俺は忙しいんだ」「何で東京で検査を受けないんだ。東京ならいくらでも受けられるじゃないか。南相馬の医療の現状を知らないのか。何でわざわざ南相馬へ検査を受け

<sup>1</sup> 南相馬市立小高病院ホームページ

<http://www.city.minamisoma.lg.jp/index.cfm/31,28335,200,html>

<sup>2</sup> 渡辺病院ホームページ <http://www.watanabe-hospital.or.jp/outline/about/>

<sup>3</sup> 平成28年9月福島県「福島県浜通り地方医療復興計画（第2次）」参照

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryousaiseikikin/dl/130319\\_06.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryousaiseikikin/dl/130319_06.pdf)

に来たんだ」「○○○」「○○○」「○○○」などと暴言を吐き続けられ、看護師が止めに入る事態となり、申立人X 2があまりの事態にショックを受け、一時的に意識を失うという事件が発生したことからもうかがえる。

後に担当医師から、申立人らに対し、謝罪の手紙(甲○)が送られており、以下に引用する。

「先週の当院での○検査につき種々不行届の段、申し訳ありませんでした。お二方には昔と変わらぬ故郷でも、現在当院は縮小診療体制の激務の日々です。(中略) X 2様に検査を以前お受け頂いた頃のように①午後までじっくり下準備はできず、(少ない看護師に無理な残業はさせられません)、②状況によっては○手術後入院・安静で治療終了の電気メスも病床もなく、③医師数は最少限(震災前は○○ような病院でしたが、現在はほぼ私一人で○、○施行)かつ、○○だったものが、○○ている実情でございます。今回の御夫婦揃っての検査予約の申し入れは、地元の通院患者さん達の列(1~2ヶ月待ち)に有無を言わず割り込むに等しいものでした。また、震災復興に伴う除染作業員・土木作業員の健康診断が連日○○に入っていることも検査日程調整を困難にしております、御両人の検査当日の午後の健診業務が(検査希望で来院された○月○日以前に)既に予約され、使える時間は限られておりました。」

以上の事実は、南相馬市の医療現場が逼迫していることを示すものであり、健康な若者であれば格別、申立人X 1のように、重い心臓の持病をかかえた高齢者(本件事故時74歳)が、帰還を躊躇するのも当然といえる。

なお、被申立人は、申立人X 1が、本件事故前に、当時の主治医から「発作等が生じた場合には南相馬市内の病院ではなく、F病院に直ちに搬送するよう救急隊員に伝えるよう」指示を受けていたことを主張したことから、本件事故前から申立人X 1の発作時には、南相馬市の病院でも福島県立医科大学附属病院でもなくF病院に搬送することが予定されていたとして、仮に南相馬市の医療機関における救急医療体制が不十分であったとしても平成26年4月以降も東京での避難生活を継続する合理的な理由とはならないと主張する。しかしながら、実際の緊急時に救急隊が仙台まで搬送するか否かは、その時々現場の判断になる可能性が高く、仙台に搬送できない場合に、近隣の循環器科の救急病院に搬送することは十分に予想されるため、上記主治医の発言をもって、避難継続の合理性が否定されるともいえない。また、そもそも、本件事故前の主治医が、上記指示をしたのは、申立人らの説明によれば、「あなたの疾患を全て理解した上でないと全身状態へ対処できない」からであって、被申立人がこの点を引用しないのは不適切である。平成25年の年末頃から、申立人X 1の持病が悪化している中、申立人X 1に対し、

3年近く通院していたE病院を離れて、主治医の変更を強いることはあまりに酷である。

### (3) まとめ

以上のとおり、申立人X1の病状や南相馬市の医療状況からすれば、平成26年3月までに、申立人らが帰還するのは困難であり、その後もその状況が継続していたというべきである。

なお、申立人らには、上記のほか、申立人X1に、○、○、○などの診断があること（甲○の○及び同○の○：診断書、乙○：医療照会回答書）、申立人X2に、○、○、○（以上について、甲○の○及び同○の○：診断書、乙○：医療照会回答書）、○、○（甲○：診断書、乙○：医療照会回答書）、○（甲○の○～同○の○：診断書等、乙○：医療照会回答書）の診断があること、平成27年8月21日に、申立人X2が○の摘出手術を行ったこと（甲○：陳述書、乙○：医療照会回答書）、自宅の室内及び周囲の空間線量が高かったこと（甲○の○～同○の○：写真）、南相馬市内の除染が遅れていたこと<sup>4</sup>なども認められ、これらの事情も申立人らの帰還を直接的ないし間接的に困難にした事情とされているが、これらの事情を措くとしても、申立人らに平成26年4月以降も避難を継続すべき合理的な個別事情があったというべきである。

したがって、被申立人は、申立人らに対し平成26年4月以降の避難費用及び精神的損害等の賠償をすべきである。

## 4. その他の損害について

本パネルは、上記のほか、①平成24年5月から平成26年10月までに申立人らに発生した日用品購入費用及び、②平成24年7月から平成27年6月までの間に自宅に一時立入りした際の宿泊費についても和解案を提示しているが、被申立人はこれらについても拒否している。

しかし、①の日用品購入費用については、申立人らが着の身着のまま避難をしたことから、平成24年中に購入した日用品については、賠償を認められるべきであること、また、本件事故直後には、その場しのぎで安価なものを購入したことで、次年度である平成25年に買い直しなどを余儀なくされることもあり得、平成25年中に購入した日用品も賠償が認められるべきであること、平成26年以降については、避難してもしなくても生じていた可

---

<sup>4</sup> 南相馬市除染実施計画（第五版）

<http://www.city.minamisoma.lg.jp/index.cfm/10,34506,c,html/34506/20170330-183900.pdf>

能性が高くなるので、例外的に認めるべきことなどを考慮して算定したのであり、提示した和解案は相当な範囲の損害というべきである。

また、②の宿泊費については、証拠（甲○の○：写真）によれば、自宅室内の空間線量が $3.29 \mu\text{Sv/h}$ を記録しており、計測方法に適切でない点があった可能性を考慮したとしても、除染が未了の段階で室内に寝泊りすることは難しいといわざるを得ず、一時立入に伴い自宅以外に宿泊して発生した費用も相当な範囲の損害である。

## 5 結論

以上の次第であるから、被申立人は、速やかに本和解案を受諾するよう勧告する。

平成30年6月8日

原子力損害賠償紛争解決センター  
仲介委員 中村 芳彦

和 解 契 約 書 (全部和解) 案

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号(以下、「本件」という。)につき、申立人X2(以下、「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下、「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し、保証する。

- (1) 亡X1(以下、「被相続人」という。)が、平成28年4月〇日に死亡し、申立人X2が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継(法定相続分合計2分の1)したこと。
- (2) 申立人の知る限り、申立人、申立外A、申立外B、申立外C及び申立外Dが、被相続人の全相続人であること。
- (3) 本和解成立後、申立人に支払われた損害金について、申立人と第三者との間で紛争が生じた場合には、申立人は、申立人と第三者との間で責任をもって解決すること

2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 被相続人にかかる損害  
(ただし、申立人の法定相続分に限る。)

ア 損害項目 日用品購入費  
金 額 16万1640円  
期 間 自 平成24年 5月24日  
至 平成26年10月29日

イ 損害項目 家族間交通費  
金 額 9万円  
期 間 自 平成26年1月23日  
至 平成27年5月28日



- ウ 損害項目 交通費（一時立入時）  
金額 29万6880円  
期間 自 平成26年4月11日  
至 平成27年6月20日
- エ 損害項目 家財道具移動費用  
金額 2万1012円  
期間 自 平成25年12月16日  
至 平成27年 6月20日
- オ 損害項目 宿泊費  
金額 9万円  
期間 自 平成24年 7月 8日  
至 平成27年 6月20日
- カ 損害項目 精神的損害  
金額 162万5000円  
期間 自 平成26年4月 1日  
至 平成28年4月17日
- キ 損害項目 通院慰謝料  
金額 10万2900円  
期間 自 平成24年 6月11日  
至 平成24年10月31日
- ク 損害項目 診断書作成料  
金額 8025円  
期間 自 平成24年7月27日  
至 平成27年7月13日

## (2) 申立人にかかる損害

- ア 損害項目 精神的損害  
金額 325万円  
期間 自 平成26年4月 1日  
至 平成28年4月17日

イ 損害項目 営業損害  
金 額 50万6300円  
期 間 自 平成26年1月 1日  
至 平成27年5月31日

ウ 損害項目 通院慰謝料  
金 額 12万6000円  
期 間 自 平成24年7月23日  
至 平成25年1月28日

エ 損害項目 診断書作成料  
金 額 2万2650円  
期 間 自 平成25年3月 1日  
至 平成27年7月13日

(3) 損害項目 本件和解仲介に関する弁護士費用  
金 額 18万9012円

### 3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）  
についての和解金として金648万9419円の支払義務のあることを認め  
る。

### 4 支払方法

被申立人は、申立人に対し、前項記載の和解金額648万9419円を、  
申立人が署名（記名）押印した本件和解契約書原本を被申立人が受領した日  
の翌日から14日以内に、申立人が指定する次の口座に振り込む方法で支払  
う。なお、振込手数料は、被申立人の負担とする。

金融機関  
店 名  
預金種目  
口座番号  
口座名義

( \*読み仮名 )

5 清算条項

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は、被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 年 月 日

申立人代理人弁護士

(住所) 〒

(氏名)

被申立人